

平成23年3月24日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

### 報 告 書

平成23年1月25日付け諮問第3030号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。
  - (1) 平成23年度以降における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更すること（考え方5）。
  - (2) 平成21年度における乖離額調整を行わないこととするよう接続約款の申請内容を変更すること（考え方6）。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。